

## ジステンパー・犬伝染性肝炎血清

動生剤基準のジステンパー・犬伝染性肝炎血清の 3.3.2、3.3.5、3.3.6 及び 3.3.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。